

新潟県家畜取引法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月10日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第51号

新潟県家畜取引法施行細則の一部を改正する規則

新潟県家畜取引法施行細則（昭和31年新潟県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(登録の基準) 第4条 法第5条第5号の基準により法第3条の登録の申請者が次の各号の <u>いずれかに</u> 該当するときは、同条の登録は行わない。 (1)・(2) (略) (3) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u>	(登録の基準) 第4条 法第5条第5号の基準により法第3条の登録の申請者が次の各号の <u>一に</u> 該当するときは、同条の登録は行わない。 (1)・(2) (略) (3) <u>禁治産者、準禁治産者又は破産者</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。